

大船渡市学校統合推進協議会設置要綱

(設置)

第1 大船渡市立小・中学校適正規模・適正配置基本計画に基づき、学校統合合同協議会において、統合の方式及び時期について合意が図られた市内小・中学校の統合を円滑に推進するため、関係地区による学校統合推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2 推進協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 統合後の学校の名称、校歌及び校章等に関すること。
- (2) 統合後の通学の安全確保に関すること。
- (3) その他小・中学校の統合に関し必要な事項に関すること。

(委員)

第3 推進協議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 推進協議会の委員は、各地区の学校統合協議会委員の中から教育委員会が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4 推進協議会に会長1人及び副会長3人以内を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5 委員の任期は、委嘱の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6 推進協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 推進協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 推進協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて関係者に出席を求めて意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7 推進協議会は、第2に規定する所掌事項について調査検討及び案の制作を行うため、必要に応じて専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8 推進協議会の庶務は、教育委員会事務局学校統合推進室において処理する。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月9日から施行する。